

建物の耐震診断・設計・改修を支援します

倉吉市では、震災に強いまちづくりを推進するために、古い基準で建築された建物の耐震診断・改修設計・耐震改修にかかる費用を支援又は補助し、耐震化を促進する制度を実施しています。

1 補助対象となる建物



- 平成12年5月31日以前（住宅）または昭和56年以前（建築物）に建築された建物（建築基準法第9条【違反建築物に対する措置】に基づく除却、使用禁止等の措置を命じられていないもの）
- 改修設計及び耐震改修については、耐震診断により耐震性が不足していると判断され、特定行政庁から、地震に対して安全な構造となるよう勧告を受けた建物
*その他、対象となる建物の要件等については窓口にご確認ください。



2 補助金の額


補助対象事業費 (診断、設計、工事にかかる費用) ※上限有り、下表参照	×	補助率	=	補助金の額 ※下表参照
---	---	-----	---	----------------


**無料耐震診断
募集期間延長！**

	事業	要件 / 補助対象事業費 (上限額)	補助率	1戸当たりの補助金の上限額
一戸建て住宅 	耐震診断	自己負担なし 無料耐震診断 <u>木造一戸建て住宅（2階建て以下、延べ床面積 220㎡以内）</u> が対象 *店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含みます。	耐震診断を行う技術者（民間の建築士）を倉吉市が無料で派遣します。 募集期間：12/28(金)まで 募集戸数：15戸程度 *詳しくは窓口にお問い合わせください。	
		一部補助	一般診断法(図面有)： 86,400円 一般診断法(図面無)： 111,240円	2/3
平成12年以前に建築されたもの 	改修設計	24万円	2/3	16万円
	*耐震改修 ・ *建替え	「耐震改修」または「建替え」に要する費用 *「耐震改修」の場合は、建物全体の耐震性能を向上させる改修工事が対象です。 *リフォーム等合わせて工事することも可能ですが、リフォーム費用分は補助対象外となります。	昭和56以前建築 2/3 昭和56年～平成12年建築 1/3	100万円 100万円
	*除却	除却に要する費用	23%	82万2千円
	*耐震シェルター	耐震シェルター設置に要する費用 *部屋型のものが対象。ベッド型は対象外。	23%	82万2千円

メニューが増えました！

*耐震改修・建替え、除却、耐震シェルターについては、耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものが対象となります。

	事業	要件	補助率	1戸当たりの補助金の上限額
一戸建て住宅  すでに耐震性のあるもの	屋根瓦耐震対策	屋根の軽量化または屋根瓦の落下防止措置に要する費用 木造住宅の場合・・・ ① 平成12年※以降に建築されたもの ② 平成12年※以前に建築されたもののうち、耐震診断で「倒壊の危険性が低い」と判断されたもの又は耐震改修済のもの ※木造以外の場合は昭和56年。	1/3	30万円

一戸建て住宅以外の建築物  昭和56年以前に建築されたもの	事業	補助対象事業費の上限 (①・②いずれか低い方の額が適用)		補助率	1棟当たりの補助金の上限
		① 面積による上限	② 1棟当たりの上限		
耐震診断	S ≤ 1,000 m ²	3,600 円/m ²	300 万円	2/3	200 万円
		1,000 m ² < S ≤ 2,000 m ²			
	2,000 m ² < S	1,030 円/m ²			
改修設計					
耐震改修・建替・除却		50,300 円/m ²	工事費の23%	3/3	1800万円
<p>※改修・建替・除却の補助については規模等の制限があります。ご相談ください。 ※建替・除却の場合、耐震改修に要する費用相当分の金額が補助対象となります。</p>					

耐震改修に係る税制の優遇措置(平成30年度)

- 1 所得税(住宅) ※倉吉市の発行する証明書が必要です
 昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修を行った場合、工事費の一部が所得税額から控除されます。
 ※平成33年12月31日までに工事が完了したものが対象です。
 ※詳しくは倉吉税務署にご確認ください。
- 2 固定資産税(住宅) ※倉吉市、建築士等が発行する証明書が必要です
 昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対し、一定の耐震改修を行った場合、当該住宅の固定資産税額(120m²相当分まで)が1/2に減免されます。(翌年度分が対象となります。)
 ※平成32年3月31日までに工事が完了したものが対象です。
 ※詳しくは税務課にご確認ください。

Q.耐震改修ってどのくらい費用がかかるの?(木造2階建て一戸建て住宅の場合)

A. 耐震改修は、100~150万円で行われることが最も多く、全体の半数以上の工事が約187万円以下で行われています。助成制度を活用することで、実際に支払う金額はさらに少なくなります。

平均的な180万円程度の耐震改修工事で、昭和56年以前の建築であれば、
 $180\text{万円} \times 2/3 = 120\text{万円} \rightarrow$ 補助額100万円(上限)
 の補助を受けることができるので、自己負担は80万円で耐震化することができます。

Q.リフォームとあわせて耐震改修することもできますか?

A. 可能です。解体・復旧など重複する工事をまとめて行えるので、別々に行うより工事期間や費用面からも効率よく進められます。リフォームを検討する際には、あわせて耐震改修も考えください。

※ただし、当補助金は耐震改修に係る費用のみが対象となりますので、ご注意ください。

よくあるご質問



お問い合わせ先：倉吉市役所 建設部 建築住宅課
 電話：0858-22-8175 (直通)